

社会福祉法人泉正会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 泉正会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・評議員及び評議員選任・解任委員（以下、「役員等」とする。）の報酬について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、常勤、非常勤それぞれの勤務形態に応じて、報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬の額は、別表1（常勤役員等の報酬）に定める。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表2（非常勤役員等の報酬）に定める。

2 理事及び監事に対する報酬の各年度の総額を、理事については600,000円以内、監事については、200,000円以内とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給方法は、次の各号による。

- (1) 常勤役員等の報酬については、職員給与規程を準用する。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬については、会議に出席又は職務のため出勤の都度、支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月18日から施行する。

別 表 1 (常勤役員報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	100,000円(月額)
常勤理事	100,000円(月額)

別 表 2 (非常勤役員等報酬)

(1) 評議員、評議員選任・解任委員

用 務	日 額
評議員会の出席	10,000円(法定控除後の金額)
評議員選任・解任委員会の出勤	10,000円(法定控除後の金額)

(2) 理 事

用 務	日 額
理事会等会議出席	10,000円(法定控除後の金額)
法人及び施設業務のための出勤	10,000円(法定控除後の金額)

(3) 監 事

用 務	日 額
理事会等会議出席	10,000円(法定控除後の金額)
法人及び施設業務のための出勤	10,000円(法定控除後の金額)